

住所の異動手続きを忘れずに

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

住民票の住所は、正確な住所の届出が必要です。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です(法律上の義務です)。

入学・就職・転勤などによる引っ越しで住所を異動される方は、住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届など)が必要です。

住民票の異動の届け出をするときは、マイナンバーカードを使用しますのでご持参ください。

※マイナンバーカードなどの住所は最新にする必要があります。

●住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届等)

他の市区町村に転出する場合

厚真町 (転出前)
転出届を提出して転出証明書を受け取る
↓

引越先の市区町村 (転入した日から14日以内)
転出証明書を添えて転入届を提出する

厚真町内で転居する場合

厚真町 (転居した日から14日以内)
転居届を提出する

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険のマル学保険証

進学のために町外へ転出するときは、学生用の国民健康保険証を交付します。

国民健康保険の加入者が、大学などに進学するため町外に転出されるとき、学生用の国民健康保険証(マル学保険証)を交付します。

マル学保険証が交付された国民健康保険加入者の住所は町外になりますが、国民健康保険の資格は転出前に所属していた町内の世帯の加入者となりますので、転出先の市区町村で新たに国民健康保険に加入

する必要はありません。

また、マル学保険証該当者に係る国民健康保険料は、転出前に所属していた町内の世帯の世帯主にこれまでどおり賦課されます。

マル学保険証の交付や返還には手続きが必要です。手続きに必要なものを持参の上、住民課町民生活グループまたは上厚真支所に届け出てください。

届出が必要なとき	手続きに必要なもの
○進学により町外へ転出する	入学したことが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○学年・学校が変わった	在学中であることが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○保険証に記載の住所に変更があった	マイナンバー通知カードまたは住民票
○学生でなくなった	学生でなくなったことが確認できる書類(卒業証書の写し、退学証明書の写しなど)
○社会保険や他の健康保険が適用となる勤め先に勤務した ○社会保険や他の健康保険の被扶養者になった(扶養に入った)	新たに加入した健康保険証の写し

※上記のほか現在お持ちの北海道国民健康保険証と印鑑を持参してください。

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151
住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

せん定枝の無料回収

今年も次のとおり、せん定枝の無料回収を実施しますので、内容を確認してごみの減量化・資源化にご協力願います。

※枝は50cm以内の長さに切り、ビニールひもなど(針金は不可)でしばって、毎週月曜・木曜日(生ごみの日)に、ごみステーションの横に出してください。

無料回収期間：4月～11月



通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる交通費を助成します。



町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下に該当する方の通院(通所)にかかる交通費を助成しています。住民課福祉グループまたは上厚真支所に申請してください。

●対象者

- ①在宅精神障がい回復者
 - ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
 - ②腎臓機能障害者(人工透析)・指定難病・肝炎患者
 - ・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方
 - ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
 - ・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
 - ③重度心身障がい児等
 - ・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいとは3級まで)所持者
 - ・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童
- ※保護者等の介護者1人についても対象となります。

●助成内容

町外医療機関の通院に要する交通費

●通院期間

令和2年10月分～令和3年3月分

●申請書類

- ①通院交通費助成金交付申請書
 - ②通院証明(医療機関で証明印をもらいます)
 - ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し
- ※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります。

●申込期限

4月9日(金)

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

バス券・入浴券の交付

町内に住所があり、かつ居住している満70歳以上の方に「あつまバス・道南バス町外路線の無料券または半額助成券」と「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

町外バス券

●交付枚数 1人につき月3往復分

●交付対象と券種

令和2年度の介護保険料段階	券種
「第1段階」から「第3段階」の方	無料券
「第4段階」から「第9段階」の方	半額助成券

●利用方法

証明証として「厚真町高齢者バス利用助成事業利用者証」と「町高齢者バス利用全額助成券」が必要です。また、町高齢者バス利用半額助成券を使用する場合は、利用運賃の半額の支払いが必要です。

入浴券

①高齢者入浴券

●交付枚数(予定) 1人につき年10枚

※その他、行事(ペタンク大会・敬老会・新年交流会など)に参加した方に交付します(1人につき年2枚まで)

町内に住所があり、かつ居住している満70歳未満の方で、交付対象のいずれかに該当する方に「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

②障がい者入浴券

●交付対象

- ・人工透析療法を受けている方
- ・指定難病と認定されている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●交付枚数 1人につき年12枚

●利用方法

「身体障害者等入浴無料身分証」と「身体障害者無料入浴券」が必要です。

●交付場所

①②とも、3月24日(水)から、令和3年度分を住民課と上厚真支所で交付します。印鑑をご持参ください。②の方は、該当要件を証明できるもの(手帳・指定難病受給者証など)をご持参ください。

確定申告

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165(代表)

確定申告の受付は4月15日まで

令和2年分の所得税および復興特別所得税ならびに贈与税の確定申告書と、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は4月15日(木)です。国税庁ホームページでは、パソコンやスマートフォンなどから、所得税や消費税、贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または印刷して郵送で提出することができます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ぜひご自宅での申告書の作成と提出をお願いします。



確定申告が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

また、確定申告書の提出を忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

詳しくは、苫小牧税務署へお問い合わせください。

・**税額を多く申告していたとき**
「更正の請求」をして正しい税額への訂正および納め過ぎた税額の還付を求めることができます。

・**税額を少なく申告したときは**
「修正申告」をして正しい税額に修正し、不足している税額を速やかに納付してください。

・**確定申告書を忘れていたとき**
速やかに確定申告書を提出してください。

スマートフォン決済アプリでの 収納サービス

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

スマートフォンのアプリを利用して町税などが納付できます。専用アプリから納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、簡単に納付できます。

●対象となる税(科)目

次の税(科)目のうち、納付書1枚当たりの納付金額が30万円以下で、納付書にバーコードが記載されているもの

①町道民税	④国民健康保険料	⑦特公賃住宅使用料	⑩保育料
②固定資産税	⑤公営住宅使用料	⑧介護保険料	⑪上下水道使用料
③軽自動車税	⑥家屋賃貸料	⑨後期高齢者保険料	

●対応アプリ

PayPay、LINE

●利用方法〔PayPay〕

①PayPayアプリの「銀行口座登録」から金融機関などの基本情報を登録する。
※「クレジットカードを追加」からでは納付決済が完了できません。

②アプリ内の「スキャン」からカメラを起動して納付書のバーコードを読み取る。

③内容を確認して納付する。

●利用方法〔LINE〕

①LINEアプリのLINE Payから「請求書支払い」を選択する。

②納付書のバーコードを読み取る。

③内容を確認して納付する。

●システム利用料

利用者負担なし

●注意事項

・ご利用には事前にPayPayアプリ、LINEアプリ内から利用登録を行い、金額のチャージをすることが必要です。

・タブレット・パソコン・フィーチャーフォン(ガラケー)からは納付できません。

・金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でのアプリケーションによる納付はできません。

・領収証書は発行されません。領収証書を必要とする場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

・軽自動車の車検用納税証明書が発行されません。必要な場合は税務グループまでお問合せください。証明書の発行まで日数がかかることがありますので、お急ぎの場合は金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

・アプリで支払い済みの納付書について、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で重複して納付しないようご注意ください。

高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費等の一部を助成します。

●対象

町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者(町内在住に限る)

●助成内容

月額5,000円分を町内で使用できるあつまるポイントとして還元

●対象期間

令和2年10月～令和3年3月分
(長期休暇1カ月分を除く)

●必要書類

・在学証明書(発行日から2カ月以内のもの)
※卒業証書は不可
・あつまるカード
・印鑑

●受付場所

住民課 子育て支援グループ、上厚真支所

●受付期間

3月31日(水)まで

子育て世帯の民間賃貸住宅家賃一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

民間賃貸住宅に入居している子育て世帯に、家賃の一部を助成します。

●対象

次のすべてに該当する世帯

①18歳までの子どもがいる世帯

②町内にある月額家賃が56,000円以上の民間賃貸住宅に入居している世帯

③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯

④町税等に滞納がない世帯

●助成内容

月額2,500円分/子ども1人(上限:月額5,000円分)を町内加盟店で買い物などに使用できるあつまるポイントとして還元します。

●対象期間

令和2年10月～令和3年3月の6カ月分

●受付期間

3月31日(水)まで

●必要書類

・賃貸借契約書等の家賃の金額を確認できる書類
・家賃の納付を確認できる書類(支払領収書や引落口座通帳のコピーなど、6カ月分の支払いが確認できるもの)

・あつまるカード ・印鑑

※令和2年1月1日に町外に在住していた方は、1月1日に住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。

●受付窓口

住民課子育て支援グループ、上厚真支所

町民交通傷害保険の廃止

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

3月31日(水)で町民交通傷害保険事業を廃止します。

平成13年度から、交通事故で傷害を受けた町民救済の一助を目的に実施してきましたが、加入率の減少などから、廃止することにしました。

令和3年度の町民交通傷害保険の加入は受け付けませんので、ご注意ください。廃止へのご理解をお願いします。

長年にわたり、加入とご協力をいただき、ありがとうございました。

●令和2年度分に加入されている方へ

3月31日(水)までに交通事故で傷害を受けた場合、住民課町民生活グループまで問い合わせてください。事故発生日から30日以内に連絡が無い場合、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

また、3月31日(水)までに発生した交通事故に対する保険金の請求期間は、事故発生日から3年以内です。

新型コロナウイルス感染症に関する 支援情報

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免は3月31日(水)締め切りです

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などの理由で国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(65歳以上)の納付が困難となった方は、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。

●対象保険料

令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの

●対象者(世帯)

下記①、②のいずれかに該当する者(世帯)

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った場合

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など(事業・不動産・山林・給与収入)が減少し、次のすべてに該当する場合

※国や北海道から給付された各種給付金は、事業収入などの計算に含みません。

【国民健康保険料、後期高齢者医療保険料】

・令和2年中の事業収入などいずれかの減少額が令和元年中の当該事業収入等の額の10分の3以上(今年1月1日以降に申請した場合、令和2年中の確定した収入で計算します)

・令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下

・令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入に係る所得以外の所得の金額が400万円以下

※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得が0円以下の時は、保険料減免の対象外です。

【介護保険料】

・令和2年中事業収入などのいずれかの減少額が、令和元年中の当該事業収入等の額の10分の3以上(今年1月1日以降に申請した場合、令和2年中の確定した収入で計算します)

・令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入に係る所得以外の所得の金額が400万円以下

●減免額

①全額

②対象保険料に令和元年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額

●申請に必要なもの

申請書、被保険者証、印鑑、医師の診断書など感染した事実が確認できる書類の写し、収入を証明する書類など

●受付期間

3月31日(水)まで

●問い合わせ

【国民健康保険料、後期高齢者医療保険料】

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

【介護保険料】

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

季節予報について

問い合わせ 室蘭地方気象台 ☎0143-22-4249

季節予報とは、天気予報や週間天気予報のような●●市(町)では「明日は晴れるでしょう。」や「明日の最高気温は25℃です。」といった予報ではなく、1か月予報では、「向こう1か月間は曇りや雨の日が多い。」のように、期間の大まかな天候や「今後1か月の気温が「高い」確率は50%です。」との表現を使って平年の状況と比べて「低い(少ない)」、「平年並」、「高い(多い)」という可能性の大きさを確率で発表しています。

つまり「今年の夏はいつもの夏よりも暑い。」など、「いつもの夏(平年)」という基準からどれくらいずれる可能性が大きいのか、ということが分かります。

また、季節予報には4種類の予報があり、それぞれ予報期間や発表日が異なります。1か月予報は毎週木曜日に、3か月予報は毎月25日頃に、向こう1か月間もしくは3か月間の平均気温や降水量などの大まかな傾向を予報します。暖候期予報は2月25日頃にその年の夏(6～8月)の平均気温や降水量などの大まかな傾向を、寒候期予報は9月25日頃にその年の冬(12～2月)の平均気温や降水量などの大まかな傾向を予報します。

みなさんも衣替えや観光・レジャーなどに季節予報を利用してはいかがでしょうか。



狂犬病予防注射

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

狂犬病予防注射の地区巡回を行います。

狂犬病予防法により、犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射の接種と登録が義務付けられています。毎年4月に町内各地区を巡回し、狂犬病予防注射を行っていますので、ご利用ください。

登録(生涯1回)… 3,000円

○飼い犬の新規登録は、住民課町民生活グループで受け付けています。

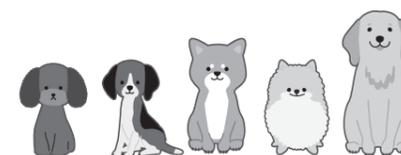
○注射当日は混雑するため、未登録の犬がいる場合は事前に登録をお願いします。

○犬が亡くなったり、住所や所有者の変更などがあった場合は、お早めに連絡をお願いします。

狂犬病予防接種(毎年1回)… 3,240円

○生後91日以上の子犬が対象です。

○4月の巡回接種を受けられない場合は、町が実施する訪問注射(往診料1,000円加算)か、動物病院で接種を受けてください。



4月7日(水)	
8時30分～8時40分	幌内マナビィハウス前
9時～9時10分	高丘生活会館前
9時20分～9時30分	旧富里生活館
9時40分～9時50分	東和生活会館前
9時55分～10時5分	桜丘生活会館前
10時10分～10時20分	朝日マナビィハウス前
10時35分～10時45分	宇隆生活会館前
10時55分～11時5分	宇隆・浅野勝善さん宅前
11時15分～11時35分	役場庁舎前

4月8日(木)	
8時20分～8時30分	ルーラルマナビィハウス前
8時40分～8時55分	豊沢マナビィハウス前
9時5分～9時20分	軽舞生活会館前
9時35分～9時45分	富野生活会館前
9時55分～10時5分	豊川生活会館前
10時10分～10時20分	上野生活会館前
10時30分～10時40分	美里生活会館前
10時50分～11時5分	本郷マナビィハウス前
11時15分～11時25分	幌里生活会館前

4月9日(金)	
8時30分～8時45分	豊丘マナビィハウス前
8時55分～9時5分	鯉沼生活会館前
9時15分～9時25分	鹿沼マナビィハウス前
9時40分～9時50分	浜厚真・阿部榮乃進さん宅前
10時～10時10分	厚和生活会館前
10時20分～10時30分	上厚真第5区生活会館前
10時35分～10時50分	厚南会館前
11時～11時5分	共和生活会館前
11時15分～11時25分	共栄生活会館前

4月11日(日)	
7時10分～7時20分	本郷マナビィハウス前
7時25分～7時55分	役場庁舎前
8時15分～8時45分	厚南会館前

厚真町・安平町・むかわ町 北海道胆振東部地震記録誌発刊

まちづくり推進課 町史・災害史編さん室 ☎27-3179

厚真町、安平町、むかわ町合同で震災に関する記録誌を発刊します。

●内容

厚真町、安平町、むかわ町に大きな被害をもたらした平成30年北海道胆振東部地震に関する1年の記録や関係者へのインタビューなどを掲載します。

※プライバシーに配慮しながら写真の選定や記事の作成を行っておりますが、事実や経験を後世に伝えるため、被害写真、救助・捜索活動の様子などを掲載させていただきます。

●公開予定日

3月末

●閲覧方法

町内図書室のほか、町公式ウェブサイトで開催予定です。